# 技能実習制度改正への提言
# 識者による座談会（前編）

この座談会は大塚耕平・参議院議員、愛知商工連盟協同組合の鹿島均理事長、社会福祉法人ユーアンドアイの三浦博久・法人本部事務局次長、同制度の取材を続け、課題などに精通した毎日新聞社大阪事業本部国際事業担当の岩崎日出雄氏の４名により、７月４日、名古屋市内で行われました。弊誌が企画したもので、技能実習制度改正の行方は外国人を含めた人材確保に奔走する中小企業経営者にとっても大きな関心事で、外国人労働者の増加による市民生活への影響も予想されます。弊誌は座談会で現行制度の課題や新制度へ提言、期待など出席者の議論を収録、その模様を９月号と１０月号に前編、後編として２回にわたってお伝えします。まずは前編の議論を紹介します。

**外国人材確保へ技能実習制度を改正へ。「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の中間報告（たたき台）が 2023 年５月に発表されました。中間報告は「技能実習制度の目的に人材育成を通じた国際貢献のみを掲げたままで労働者として受入れを続けることは望ましくない」と指摘し、実態に即した人材確保と人材育成の両方を目的とする新制度の創設を検討すべきだ、と結論づけました。新しい制度は、単純労働を担う外国人を多数受け入れるという大枠を残しつつ、現行の技能実習制度にさまざまな変更を加えた制度となりそうです。本日は愛知県内の関係者３名とどのような制度にすべきか議論したいと思います。忌憚のないご意見をお聞かせください。**

（座談会の司会進行を務めた岩崎日出雄氏の冒頭あいさつから）

## 技能実習の制度目的と実態

### 実習生への人権侵害など広がる制度批判

**岩崎**　中間報告について議論する前に言及しておきますと、現行の技能実習制度でも、各当事者が制度の趣旨や法律（技能実習法や労働関係の各法など）をきちんと守りさえすれば、技能実習生（以下「実習生」）に対する適正な処遇を十分に実現できますが、制度のインプリメンテーション（実施・執行）に問題が多く、さまざまな問題や批判を引き起こしてきました。つまり、法律や規則を守らない関係者が多くなり過ぎたため、実習生を巡る人権侵害や法令違反の背景が制度固有の問題と認識され、米国務省は「奴隷制度」と批判し、日本の多くの報道機関も同じような視点で制度批判を繰り返してきました。そのような認識が定着してしまったので、政府としては、技能実習制度をいったん廃止して新しい制度にした方が、国際理解も含めて社会の理解を得られると判断したのであろうというのが、私が意見交換した専門家たちの見方です。

**技能実習制度の現行制度と新制度（検討中）の違い**

| | 技能実習制度 | 新たな制度 |
|---|---|---|
| 制度目的 | 人材育成による技能等の移転による国際協力の推進 | 人材確保・人材育成 |
| 対象職種 | 産業分野を限定せず 87 業種・159 作業 | ・特定技能と一致させる<br>・技能評価制度を検討 |
| 人数見込み | なし | 関係者の意見やエビデンスをふまえて検討し、人数設定のプロセスを透明化 |
| 転籍 | 適正な実習実施と実習生保護の観点から個別に認められる | 人材育成の趣旨があるので転籍の制限は設けるが、要件を緩和する |
| 管理監督 | 監理団体が技能実習を監理 | 受入事業者からの独立性・中立性や監理・保護・支援の機能を厳格化したうえで監理団体が新制度の管理を担当 |
| 行政の関与 | 外国人技能実習機構が関与 | 外国人技能実習機構が関与 |
| 仲介枠組 | 非営利の監理団体による技能実習職業紹介事業 | 仲介コストについて外国人の負担を軽減するよう検討 |
| 日本語能力 | 一部の職種作業以外、日本語能力は要件となっていない | 日本語能力の要件化も検討 |

（司会の岩崎氏作成）

技能実習制度の目的は「人材育成を通じた国際貢献」となっています。日本政府は移民を否定してきましたが、実際のところは、外国人を移民と同じように単純労働者として受け入れなければ産業が立ち行かないのに、該当する制度がなかったため、国際貢献という名目を無理にこじつけてきました。その「国際貢献」の中身は、外国人に日本に来てもらって技術・技能を学んでもらって母国に持ち帰り、母国の産業に技術・技能を移転して経済発展を促す、という内容です。技能実習制度はこのように「国際貢献」という位置づけで外国人に働いてもらう制度ですが、実態は、多くの場合、働く方にも雇う方にも「技能移転による国際貢献」という意識は薄く、単純に労働力不足を補う手段になっているということで、批判されてきました。

中間報告はこのような実態を踏まえ、「技能実習制度が人材育成に加え、事実上、人材確保の点において機能していることを直視し、このような実態に即した制度に抜本的に見直す必要がある」と指摘し、「現行の技能実習制度を廃止して人材確保及び人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討すべき」としています。「人材確保」だけにしてしまうと、普通の労働者と同じなので、転籍（転職）を完全に自由にしなければなりませんが、転籍に一定程度の制限を残したいため、技能実習制度で転籍制限を正当化する根拠となっている「人材育成」という建前も残したと見られています。

まとめますと、技能実習制度では「発展途上国への技能移転」という制度目的を掲げながらも、現場においては労働力不足の補填という色彩が強く、名目と実態の乖離が指摘されていました。そこで、中間報告では現在の実習現場の実態に則した制度とする方向性を示しました。有識者会議では今後、技能実習制度に代わる新たな制度と特定技能制度との関係性に加え、両制度の職種・分野の設定や、監理団体の要件の見直し、登録支援機関の役割の見直し、行政の指導・監督のあり方などについても議論が行われます。

鹿島さん、貴組合は組合員（企業）から受けた技能実習生の求人を外国の送出機関（人材会